

こども共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則) 第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、こども共済事業規約（以下「規約」といいます。）<u>第96条</u>（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>	<p>(通 則) 第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、こども共済事業規約（以下「規約」といいます。）<u>第94条</u>（細則）にもとづき、この細則を定めます。</p>
<p>(共済契約の型) 第2条 規約第3条（特約<u>等</u>の付帯と共済契約の型）第2項にもとづく共済契約の型<u>および各共済契約の型の共済掛金額</u>は、別表第1「共済契約の型」に定めます。</p>	<p>(共済契約の型) 第2条 規約第3条（特約<u>〔挿入〕</u>の付帯と共済契約の型）第2項にもとづく共済契約の型<u>〔挿入〕</u>は、別表第1「共済契約の型」に定めます。</p>
<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第5条 規約第10条（共済金受取人）第4項第2号に定める「その他<u>細則に定める前号に準ずると認められる者</u>」または規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定める「<u>その他細則に定める前3号に準ずると認められる者</u>」とは、<u>共済契約者と住居および生計を同一にしている等、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者（以下「日常生活に密接な関係にある者」といいます。）</u>をいいます。 <u>2. 日常生活に密接な関係にある者を死亡共済金受取人または指定代理請求人に指定または変更するにあたっては、共済契約者に配偶者がいないこと、および共済契約者と被共済者が同一人であること等の条件を満たす必要があります。</u> <u>3. 日常生活に密接な関係にある者として同性パートナー（戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者をいいます。）</u>を指定する</p>	<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第5条 規約第10条（共済金受取人）第4項第2号に定める「その他<u>この会が前号に準ずると認めた者</u>」または規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定める「<u>この会が前3号に準ずると認めた者</u>」とは、<u>〔挿入〕</u>共済契約者の日常生活に密接な関係にある者<u>〔挿入〕</u>をいいます。 <u>〔挿入〕</u> <u>〔挿入〕</u></p>

新条文	旧条文
<p><u>にあたっては、前項の条件に加えて指定時において共済契約者と当該同性パートナーが同居していること、および当該同性パートナーに配偶者がいないことの条件を満たす必要があります。</u></p> <p><u>4.</u> 規約第11条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に<u>細則に定める</u>共済金等を請求できない【削除】事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害<u>または</u>重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。【削除】</p>	<p><u>2.</u> 規約第11条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に【挿入】共済金等を請求できない<u>特別な</u>事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害、<u>重度認知症等</u>となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。<u>なお、この会が認めた場合に限り</u>ます。</p>
<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名【削除】のうえこの会に提出するものとします。</p> <p>（1）共済契約の型</p> <p>（2）申込日</p> <p>（3）共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>（4）被共済者の氏名</p>	<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第6条 規約第13条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名押印のうえこの会に提出するものとします。</p> <p>（1）共済契約の型</p> <p>（2）申込日</p> <p>（3）共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>（4）被共済者の氏名</p>
<p>（複数契約の取扱い）</p> <p>第7条 規約第14条（複数契約の禁止）に定める「被共済者1人につき締結することのできる共済契約」とは、別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型、およびこの会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）事業細</p>	<p>（複数契約の取扱い）</p> <p>第7条 規約第14条（複数契約の禁止）に定める「被共済者1人につき締結することのできる共済契約」とは、別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型、およびこの会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）事業細則別</p>

新条文	旧条文
<p>則別表第1「共済契約の型」に定めるすべての型のうちいずれか1つです。なお、規約第3条（特約<u>等</u>の付帯と共済契約の型）<u>第4項</u>および生命共済事業規約第3条（特約<u>等</u>の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度（以下「共同引受制度」といいます。）により共済契約を締結する場合があります。</p>	<p>表第1「共済契約の型」に定めるすべての型のうちいずれか1つです。なお、規約第3条（特約<u>【挿入】</u>の付帯と共済契約の型）<u>第3項</u>および生命共済事業規約第3条（特約<u>【挿入】</u>の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度（以下「共同引受制度」といいます。）により共済契約を締結する場合があります。</p>
<p>【削除】</p>	<p><u>(加入引受基準)</u> <u>第8条 規約第13条（共済契約の申込み）第2項における共済契約を引き受ける基準は、別に定めます。</u></p>
<p>(条件付加入制度)</p> <p><u>第8条 【削除】</u>この会は、特定の疾病につき<u>追加の告知を求めたうえで、</u>共済金の支払いを免責とする等<u>【削除】</u>の条件を付して共済契約を引き受けること（以下「条件付加入制度」といい、条件付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。）ができます。</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者<u>または被共済者になる者は、この会が所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。また、共済契約申込者は、あわせて免責に関する同意書を提出することを要します。</u></p> <p>【削除】</p> <p><u>3. 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定により</u></p>	<p>(条件付加入制度)</p> <p><u>第9条 共済契約の申込みにあたって、特定の疾病により被共済者の健康状態等がこの会の定める加入引受基準に適合しないとき、</u>この会は、特定の疾病につき<u>【挿入】</u>共済金の支払いを免責とする等<u>所定</u>の条件を付して共済契約を引き受けること（以下「条件付加入制度」といい、条件付加入制度を適用して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。）ができます。</p> <p>2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者<u>【挿入】</u>は、<u>共済契約の締結の際に、規約第13条（共済契約の申込み）で定める書類および告知事項以外に、所定の追加告知事項に回答したうえで同意書を提出しなければなりません。</u></p> <p><u>3. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の締結の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。</u></p> <p><u>4. 規約第16条（共済契約の更新および更改）の規定により</u></p>

新条文	旧条文
<p>共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が「条件付加入契約」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の【削除】条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。また、<u>第16条</u>（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p><u>4.</u> この会は、規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項に定める先進医療特約を付帯する変更においても、「条件付加入制度」を適用することができます。この場合、第1項の「共済契約」を「中途変更」と読み替え、第1項<u>および第2項</u>の規定を準用し、中途変更分について、【削除】条件を付します。条件を付す期間については、中途変更の申込日から起算します。なお、中途変更前より「条件付加入契約」である場合の【削除】条件については、中途変更後も継続します。</p> <p><u>5.</u> 規約<u>第60条</u>（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>	<p>共済契約を締結するにあたって、更新前または更改前の契約が「条件付加入契約」である場合には、更新契約および更改契約においても引き続き同一内容の<u>所定の</u>条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。また、<u>第19条</u>（移行契約）に定める移行契約の締結時も同様の取扱いとします。</p> <p><u>5.</u> この会は、規約第18条（共済契約の型の中途変更）第2項に定める先進医療特約を付帯する変更においても、「条件付加入制度」を適用することができます。この場合、第1項の「共済契約」を「中途変更」と読み替え、第1項<u>から第3項</u>の規定を準用し、中途変更分について、<u>所定の</u>条件を付します。条件を付す期間については、中途変更の申込日から起算します。なお、中途変更前より「条件付加入契約」である場合の<u>所定の</u>条件については、中途変更後も継続します。</p> <p><u>6.</u> 規約<u>第58条</u>（疾病入院共済金）第8項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次の各号のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病（以下「免責疾病」といいます。）以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。</p> <p>(1) 「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき</p> <p>(2) 「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき</p>
<p>【削除】</p>	<p><u>(共済掛金の口座振替の取扱い)</u> <u>第10条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）および第19条（共済掛金の払込方法）に定める共済掛金の払い込みについて、共済契約者の指定する金融機関等の口座（以</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>下「指定口座」といいます。)を通じておこなうこと(以下「口座振替」といいます。)ができます。</u></p> <p><u>2. 前項の場合には、次の各号のいずれも満たさなければなりません。</u></p> <p><u>(1) 指定口座が、この会またはこの会の定款第7条(会員の資格)に定める会員(以下「この会の会員」といいます。)と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」といいます。)に設置されていること</u></p> <p><u>(2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会またはこの会の会員の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること</u></p> <p><u>3. 初回掛金を口座振替により払い込む場合において、初回掛金は、規約第13条(共済契約の申込み)第4項の規定にかかわらず、この会およびこの会の会員の定める日(以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。)に指定口座から共済掛金相当額をこの会またはこの会の会員の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。</u></p> <p><u>4. 前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みができなかった場合、当該振替日の翌日から1ヵ月以内に、払い込みできなかった共済掛金を翌月払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</u></p> <p><u>5. 前項の規定にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯したときは、払い込みできなかった共済掛金</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、第3項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</u></p> <p><u>6. 前2項の場合には、指定口座から振り替えがされたときに、共済掛金の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から初回掛金の振り替えができなかった場合には、当該共済契約の申し込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>7. 第2回目以降の共済掛金の振替日は、発効日の各月応当日の前日の属する月中のいずれかの日とします。</u></p> <p><u>8. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。以下この条において同じです。）の共済掛金を振り替える場合においては、この会またはこの会の会員は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会またはこの会の会員に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約の共済掛金の振り替えを指定できません。</u></p> <p><u>9. 同一の指定口座から共済契約の共済掛金とこの会の会員が実施する共済事業以外の事業に関する代金（以下「代金」といいます。）を振り替える場合においては、この会の会員は、共済契約の共済掛金と代金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会の会員に対して、共済契約の共済掛金または代金のいずれかの振り替えを指定できません。</u></p> <p><u>10. 第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、規約第20</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金があったときには、第7項に規定する振替日に当該未払込共済掛金を含めた合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払い込みがされなかったものとみなします。</u></p> <p><u>11. 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預けておかなければなりません。</u></p> <p><u>12. この会は、口座振替によって払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。</u></p> <p><u>13. この会、この会の会員および取扱金融機関等の事情により、この会は、将来にむかって振替日、取扱金融機関等および口座振替の方法を変更することができます。この場合において、この会およびこの会の会員は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。</u></p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>（共済掛金のクレジットカード払の取扱い）</u></p> <p><u>第11条 共済契約者は、規約第13条（共済契約の申込み）および第19条（共済掛金の払込方法）に定める共済掛金の払い込みについて、クレジットカードの名義人の同意を得て、この会に対して申込みをおこない、かつこの会が承諾したときは、前条に定める口座振替に代えてクレジットカードによりおこなうこと（以下「クレジットカード払」といいます。）ができます。</u></p> <p><u>2. 前項のクレジットカード払は、この会の会員がクレジットカード払を取扱っている場合に限りおこなうことができます。また、使用できるクレジットカードは、この会が指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）が発行するカードに限ります。</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>3. 共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会がカード会社に、当該クレジットカードが有効であり、かつ共済掛金が当該クレジットカードの利用限度額内であること等（以下「当該クレジットカードの有効性等」といいます。）を確認したときは、次の各号に定める日のうち、この会が当該クレジットカードの有効性等を確認した日以後最初に到来する日に、共済掛金の払い込みがあったものとみなします。</u></p> <p><u>(1) 初回掛金の場合は、前条第3項に定める振替日</u></p> <p><u>(2) 第2回目以降の共済掛金の場合は、前条第7項に定める振替日</u></p> <p><u>4. 共済掛金の払い込みにあたり当該クレジットカードの有効性等を確認できない場合、共済契約者は、当該クレジットカードを他の第2項に定めるカードに変更するか、または共済掛金の払込方法を前条に定める口座振替に変更することを要します。</u></p> <p><u>5. 同一のクレジットカードにより2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその払い込みの順序を指定できません。</u></p> <p><u>6. この会が当該クレジットカードの有効性等を確認した後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該共済掛金の払い込みについて第3項の規定を適用しません。</u></p> <p><u>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>(2) 当該クレジットカードの名義人がカード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</u></p> <p><u>この場合、この会は、共済契約者に共済掛金を直接請求で</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>きるものとしします。</u></p> <p><u>7. カード会社がクレジットカードによる共済掛金払い込みの取扱いを停止した場合、共済契約者は、クレジットカードを他の第2項に定めるカードに変更するか、または共済掛金の払込方法を前条に定める口座振替に変更することを要します。</u></p> <p><u>8. この会は、クレジットカードにより払い込む共済掛金について、共済掛金領収書を発行しません。</u></p>
<p>(共済掛金が未払となった場合の払込票扱い)</p> <p><u>第9条</u> 共済契約者は、<u>規約第13条（共済契約の申込み）第4項</u> および<u>第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項</u>に定める「<u>第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所</u>」に<u>【削除】</u> 予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、<u>規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項</u>および<u>第7項、ならびに規約第100条（共済掛金の払込み）第2項</u>および<u>第101条（特則の消滅）第2項</u>の規定にかかわらず、この会が指定する払込票<u>またはクレジットカード</u>等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応して<u>おり、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による</u>場合に限りします。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第13条（共済契約の申込み）<u>第4項</u>に定めるとおりとしします。</p>	<p>(共済掛金【挿入】の払込票扱い)</p> <p><u>第12条</u> 共済契約者は、<u>第10条（共済掛金の口座振替の取扱い）に定める口座振替、または前条に定めるクレジットカード払によって予定していた共済掛金の払い込みができなかった場合、第10条（共済掛金の口座振替の取扱い）第4項、第5項、第8項、第9項</u>および<u>第10項、ならびに前条第4項、第5項</u>および<u>第7項</u>の規定にかかわらず、この会が指定する払込票【挿入】等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応して<u>いる</u>場合に限りします。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第13条（共済契約の申込み）【挿入】に定めるとおりとしします。</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項</u>に定める<u>初回掛金の振替日</u>に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目<u>以後</u>の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>規約第22条（共済掛金の口座振替）第2項</u>に定める<u>第2回目以後の共済掛金の振替日</u>に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>4. この会は、払込票<u>扱いの</u>共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。</p>	<p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>第10条（共済掛金の口座振替の取扱い）第3項または前条第3項第1号</u>に定める【挿入】振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目<u>以降</u>の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 複数回において共済掛金の払い込みができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、<u>第10条（共済掛金の口座振替の取扱い）第7項または前条第3項第2号</u>に定める【挿入】振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</p> <p>4. この会は、払込票<u>等によって払い込む</u>共済掛金について、共済掛金領収書の発行を省略することができます。</p>
<p>(指定発効日)</p> <p><u>第10条</u> 規約第17条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、<u>この会は、共済契約者の了承を得て、</u>共済契約の申込日の翌日以降の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。</p> <p>2. 前項の場合、共済契約者は、<u>【削除】</u>指定発効日の前日までに初回掛金を払い込まなければなりません。また、こ</p>	<p>(指定発効日)</p> <p><u>第13条</u> 規約第17条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、<u>この会が特に認めた場合には、この会の会員は、</u>共済契約者の了承を<u>得ることを前提に</u>共済契約の申込日の翌日以降の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。</p> <p>2. 前項の場合、共済契約者は、<u>その</u>指定発効日の前日までに初回掛金を払い込まなければなりません。また、この会</p>

新条文	旧条文
<p>の会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。</p>	<p>が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。</p>
<p>(統一満了日の設定) 第11条 規約第4条(共済期間)第2項の規定により、<u>この会は</u>、この共済を実施するにあたって、〔削除〕払込方法ごとに統一満了日を設定して実施することができます。この場合の各共済契約の共済期間は、発効日から統一満了日までの期間です。ただし、3ヵ月未満の短期契約はできません。 〔以下略〕</p>	<p>(統一満了日の設定) 第14条 規約第4条(共済期間)第2項の規定により、<u>この会の会員は</u>、この共済を実施するにあたって、<u>この会の承認を得たうえで</u>払込方法ごとに統一満了日を設定して実施することができます。この場合の各共済契約の共済期間は、発効日から統一満了日までの期間です。ただし、3ヵ月未満の短期契約はできません。 〔以下略〕</p>
<p>(中途変更の変更日) 第12条 規約第18条(共済契約の型の中途変更)第2項における「<u>細則に定める日</u>」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生するものとします。 2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、<u>規約第22条(共済掛金の口座振替)第2項</u>に定める<u>第2回目以後の共済掛金の振替日</u>に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の振り替えができず、規約第20条(共済掛金の払込猶予期間)に定める猶予期間内に共済掛金の払い込みがされたときには、<u>規約第22条(共済掛金の口座振替)第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日</u>に共済掛金の払い込みがあったものとみなし、前項を適用します。</p>	<p>(中途変更の変更日) 第15条 規約第18条(共済契約の型の中途変更)第2項における「<u>この会に定める日</u>」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生するものとします。 2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、<u>第10条(共済掛金の口座振替の取扱い)第7項</u>に定める〔挿入〕振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の振り替えができず、規約第20条(共済掛金の払込猶予期間)に定める猶予期間内に共済掛金の払い込みがされたときには、<u>当初の振替日</u>に共済掛金の払い込みがあったものとみなし、前項を適用します。</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) 第13条 規約第43条(基本契約共済金額)、第48条(災害死亡特</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) 第16条 規約第41条(基本契約共済金額)、第46条(災害死亡特</p>

新条文	旧条文
<p>約共済金額)、第58条 (疾病入院特約共済金額) および第63条 (災害入院特約共済金額) の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円とします。 (災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含みます。)</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 この会の実施する定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p>	<p>約共済金額)、第56条 (疾病入院特約共済金額) および第61条 (災害入院特約共済金額) の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額 発効日において満年齢が15歳未満の者の共済金額の最高限度は、この会の実施する終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円とします。 (災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含みます。)</p> <p>(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額 この会の実施する定期生命共済および終身共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p>
<p>(被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い) 第14条 規約第16条 (共済契約の更新および更改) の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が規約第8条 (被共済者の範囲) 第2項に定める被共済者となることのできる者の年齢の範囲外である場合には、共済契約者は共済契約を更新できません。</p>	<p>(被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い) 第17条 規約第16条 (共済契約の更新および更改) の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が別表第1「共済契約の型」に定める更新年齢の範囲外である場合には、共済契約者は共済契約を更新できません。</p>
<p>(更改契約の取扱い) 第15条 【以下略】</p>	<p>(更改契約の取扱い) 第18条 【以下略】</p>
<p>(移行契約) 第16条 【中略】 3. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条 (被共済者の範囲) 第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日まで共済契約者</p>	<p>(移行契約) 第19条 【中略】 3. この会は、共済期間の満了日の翌日に被共済者が規約第8条 (被共済者の範囲) 第2項に定める年齢の範囲外となる共済契約について、当該契約の満了日まで共済契約者</p>

新条文		旧条文	
<p>から契約を変更する意思の申し出がなされない場合、生命共済事業細則第18条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</p> <p>（１）被共済者を男性とする共済契約</p>		<p>から契約を変更する意思の申し出がなされない場合、生命共済事業細則第21条（移行契約）の規定により、次の各号に定める共済契約の型へ申込みがあったものとみなすことができます。</p> <p>（１）被共済者を男性とする共済契約</p>	
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV1000型	別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV1000型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-2型		別表第1「共済契約の型」のJ1000-2型	
別表第1「共済契約の型」のJ1600型		別表第1「共済契約の型」のJ1600型	
別表第1「共済契約の型」のJ1900型		別表第1「共済契約の型」のJ1900型	
別表第1「共済契約の型」のJ2000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV2000-1型	別表第1「共済契約の型」のJ2000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV2000-1型
別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV2000-2型	別表第1「共済契約の型」のJ2000-2型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」のV2000-2型
<p>（２）被共済者を女性とする共済契約</p>		<p>（２）被共済者を女性とする共済契約</p>	
満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型	満了となる共済契約の型	締結する共済契約の型
別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」	別表第1「共済契約の型」のJ1000-1型	生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」

新条文		旧条文	
別表第1「共済契約の型」 のJ1000-2型	のV1000型	別表第1「共済契約の型」 のJ1000-2型	のV1000型
別表第1「共済契約の型」 のJ1600型		別表第1「共済契約の型」 のJ1600型	
別表第1「共済契約の型」 のJ1900型		別表第1「共済契約の型」 のJ1900型	
別表第1「共済契約の型」 のJ2000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」 のL2000-1型	別表第1「共済契約の型」 のJ2000-1型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」 のL2000-1型
別表第1「共済契約の型」 のJ2000-2型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」 のL2000-2型	別表第1「共済契約の型」 のJ2000-2型	生命共済事業細則別表 第1「共済契約の型」 のL2000-2型
<p>〔中略〕</p> <p>5. <u>共済契約者は</u>移行契約の初回掛金を<u>移行前の契約の解約日または満了日</u>までに払い込まなければなりません。<u>なお、規約第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>8. この会は、移行契約において、<u>第23条</u>（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p>		<p>〔中略〕</p> <p>5. 〔挿入〕 移行契約の初回掛金<u>は、移行契約の発効日の前日</u>までに払い込まなければなりません。<u>ただし、この会が特に必要と認める場合は、規約第19条（共済掛金の払込方法〔挿入〕）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>8. この会は、移行契約において、<u>第27条</u>（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い）および規約第16条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、それぞれの条以下においても同様の取扱いとします。</p>	

新条文	旧条文
<p>〔削除〕</p>	<p><u>(共済契約の存続を不相当と認める場合)</u> <u>第20条 規約第33条 (重大事由による共済契約の解除) 第1項第5号に定める「存続を不相当と認めたとき」とは次の各号のとおりです。</u> <u>(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金 (共済種目または保険種目を問いません。以下同様です。) を取得する目的で、共済事故または保険事故を発生させる行為をおこなったとき</u> <u>(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金の請求行為について詐欺行為をおこなったとき</u> <u>(3) その他、規約第33条 (重大事由による共済契約の解除) 第1項および前2号に掲げる事由と同等の重大な事由があり、この会が実施する共済事業の目的である、相互扶助によるこの会の会員の組合員の共済をを図ることの趣旨に照らし、著しく妥当性を欠くと認めたとき</u></p>
<p>(その他の反社会的勢力の定義) 第17条 〔以下略〕</p>	<p>(その他の反社会的勢力の定義) 第21条 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継) 第18条 規約第39条 (共済契約による権利義務の承継) 第3項に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときまたは共済契約者になることができないときをいいます。</p>	<p>(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継) 第22条 規約第37条 (共済契約による権利義務の承継) 第2項に定める「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。</p>
<p>(共済金請求時の提出書類) 第19条 規約第25条 (共済金の支払い請求) にもとづく提出書類は、別表第2「共済金請求時の提出書類」に定めます。</p>	<p>(共済金請求時の提出書類) 第23条 規約第23条 (共済金の支払い請求) にもとづく提出書類は、別表第2「共済金請求時の提出書類」に定めます。</p>
<p>(共済金の支払方法) 第20条 規約第11条 (共済金受取人の代理人) 第2項、第6項お</p>	<p>(共済金の支払方法) 第24条 規約第11条 (共済金受取人の代理人) 第2項、第6項お</p>

新条文	旧条文
<p>よび<u>第26条</u>（共済金の支払い）第1項に定める「<u>細則に定める方法</u>」とは、この会の事務所にて支払う方法またはこの会が指定する金融機関等の口座に振り込む方法とします。ただし、この会の会員との共同引受制度を実施する場合には、当該会員の本部にて支払う方法とすることができます。</p> <p><u>2. 前項の規定によりこの会が指定する金融機関等の口座に共済金を振り込む場合、振込先は共済金受取人の名義の口座とします。ただし、規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会の了承を得たときは、指定代理請求人の名義の口座を指定することができます。なお、規約第22条（共済掛金の口座振替）に定める口座振替により共済掛金を払い込んでいる場合、共済金受取人または代理人は、同第1項第1号に定める指定口座を指定することができます。</u></p> <p><u>〔以下略〕</u></p>	<p>よび<u>第24条</u>（共済金の支払い）第1項に定める「<u>この会が指定する場所</u>」は、この会の事務所【挿入】とします。ただし、この会の会員との共同引受制度を実施する場合には、当該会員の本部を指定することができます。</p> <p><u>2. 規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項または第6項に定める代理人が共済金を請求する場合、代理人は、共済金受取人の名義の金融機関等の口座を共済金受取口座として指定するものとします。ただし、規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会が特に認めるときは、指定代理請求人の名義の金融機関等の口座を指定できます。</u></p> <p><u>〔以下略〕</u></p>
<p>（代理人の共済金請求の決定通知） <u>第21条</u> <u>〔以下略〕</u></p>	<p>（代理人の共済金請求の決定通知） <u>第25条</u> <u>〔以下略〕</u></p>
<p>（共済金受取人が複数いる場合の取扱い） <u>第22条</u> この会は、規約第10条（共済金受取人）<u>第14項</u>に定める代表者が【削除】共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。</p>	<p>（共済金受取人が複数いる場合の取扱い） <u>第26条</u> この会は、規約第10条（共済金受取人）<u>第13項</u>に定める代表者が<u>同順位の</u>共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。</p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い） <u>第23条</u> この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における発効前および変更前の共済事故の取扱い） <u>第27条</u> この会は、規約第16条（共済契約の更新および更改）に</p>

新条文	旧条文
<p>定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う特約を付帯しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、生命共済の契約のうち65日以上不担保入院特約を付帯する契約から移行して規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約を付帯する契約を締結した場合は、共済金を支払いません。〔削除〕ただし、長期入院共済金は支払います。〔削除〕</p>	<p>定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合または共済契約の型が中途変更した場合において、従前の契約では規約第22条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約と同種の共済金を支払う特約を付帯しておらず、新たに同項に定める特約を付帯したときは、その特約について、規約第22条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）を準用し、共済期間中の事由とみなして共済金を支払います。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、生命共済の契約のうち65日以上不担保入院特約を付帯する契約から移行して規約第22条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項に定める特約を付帯する契約を締結した場合は、共済金を支払いません。<u>（ただし、長期入院共済金は支払います。）</u></p>
<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第24条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約<u>における共済金支払いの取扱いは次の各号のとおりです。</u></p> <p>（1）更新前もしくは更改前または中途変更前の〔削除〕契約と同種かつ同額範囲内の共済金額については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金を支払います。</p> <p>（2）前号に当てはまらない部分については、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金を</p>	<p>（更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第28条 規約第16条（共済契約の更新および更改）に定める更新もしくは更改または規約第18条（共済契約の型の中途変更）に定める中途変更をした契約<u>の共済金支払いの条件は、次の各号に定めるとおりとします。</u></p> <p>（1）更新前もしくは更改前または中途変更前の共済契約と同種かつ同額範囲内の共済金〔挿入〕については、はじめて当該共済金額によって締結された共済契約の申込日から起算して共済金の請求を審査します。</p> <p>（2）前号に当てはまらない場合は、更新もしくは更改または中途変更の申込日から起算して共済金の請求を審</p>

新条文	旧条文
<p><u>支払います。</u> 〔削除〕</p> <p><u>2. 更新もしくは更改または中途変更をした契約における各共済金の支払限度日数の判断は、当該契約における通院または入院日数と更新前もしくは更改前または中途変更前の契約の共済期間中の通院または入院日数を通算のうえおこないます。</u></p> <p><u>3. 被共済者の入院中に更新もしくは更改または中途変更をした契約が発効した場合、規約第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項および第61条（疾病長期入院共済金）第1項における「共済期間中に継続して270日以上となった場合」の判断は、更新前もしくは更改前または中途変更前の契約の共済期間中の入院日数と通算のうえおこないます。</u></p>	<p><u>查します。</u> <u>なお、更新または更改契約における各共済金の支払限度日数は、更新前または更改前の契約と通算します。</u> 〔挿入〕</p> <p><u>2. 被共済者の入院中に移行契約が発効した場合、規約第22条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）第1項および第59条（疾病長期入院共済金）第1項における「共済期間中に継続して270日以上となった場合」の判断は、移行前の契約の共済期間中の入院日数と通算のうえおこないます。</u></p>
<p>（解除の特例）</p> <p><u>第25条</u> 規約第34条（告知義務違反による共済契約の解除）の規定にかかわらず、<u>この会は被共済者にすでに死亡および重度障害以外かつ特定の疾病を原因とする共済事故が発生している場合において、共済契約者が、当該共済金が支払われないことおよび当該解除原因と直接または間接に因果関係のある共済事故に関して将来にわたって免責とすること等の条件に同意した場合には共済契約を解除しないことができます。</u></p>	<p>（解除の特例）</p> <p><u>第29条</u> 規約第32条（告知義務違反による共済契約の解除）の規定にかかわらず、〔挿入〕被共済者にすでに死亡および重度障害以外<u>の共済事故が発生している場合において、共済契約者が、当該共済金が支払われないことおよび当該解除原因と直接または間接に因果関係のある共済事故に関して将来にわたって免責とすること</u><u>を承諾し、この会が特に認めるときは、共済契約を解除しないことができます。</u></p>
<p>（生死不明の状態）</p> <p><u>第26条</u> この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）にもとづき<u>次の各号に掲げる日において</u>当該者が死亡し</p>	<p>（生死不明の状態）</p> <p><u>第30条</u> この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第25条（生死不明の場合の共済金の支払い）にもとづき〔挿入〕当該者が死亡したものとみなして規約</p>

新条文	旧条文												
<p>たものとみなして規約第45条（死亡共済金および重度障害共済金）、第50条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第78条（親死亡共済金および親重度障害共済金）および第82条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）の規定を適用します。</p> <p>(1) 当該者が失踪宣告を受けたとき</p> <p><u>普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</u></p> <p>(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難【削除】に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき</p> <p>【削除】</p> <table data-bbox="309 890 851 1013"> <tr> <td>ア. 航空機の事故の場合</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>イ. 船舶の事故の場合</td> <td>3ヵ月</td> </tr> <tr> <td>ウ. ア、イ以外の危難の場合</td> <td>1年</td> </tr> </table> <p><u>その危難の去ったときに当該者が死亡したものとみなします。</u></p> <p><u>ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、当該者が死亡したものと認められるときは、各死亡共済金を支払うことができます。</u></p> <p>2. 前項の規定により、共済金受取人が共済金を受け取る場合において、当該共済金受取人は、この会に対して規約第27条（生死不明の場合の共済金の支払い）第2項の規定に同意する念書を提出することを要します。</p>	ア. 航空機の事故の場合	30日	イ. 船舶の事故の場合	3ヵ月	ウ. ア、イ以外の危難の場合	1年	<p>第43条（死亡共済金および重度障害共済金）、第48条（災害死亡共済金および災害重度障害共済金）、第76条（親死亡共済金および親重度障害共済金）および第80条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）の規定を適用します。</p> <p>(1) 当該者が失踪宣告を受けたとき</p> <p>【挿入】</p> <p>(2) 当該者が船舶または航空機の事故またはその他の危難<u>（以下「危難」といいます。）</u>に遭い、その生死が、その危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき</p> <p><u>ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この会が当該者が死亡したものと認めたときは、各死亡共済金を支払うことができます。</u></p> <table data-bbox="1249 890 1792 1013"> <tr> <td>ア. 航空機の事故の場合</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>イ. 船舶の事故の場合</td> <td>3ヵ月</td> </tr> <tr> <td>ウ. ア、イ以外の危難の場合</td> <td>1年</td> </tr> </table> <p>【挿入】</p> <p>2. 前項の規定により、共済金受取人が共済金を受け取る場合において、当該共済金受取人は、この会に対して規約第25条（生死不明の場合の共済金の支払い）第2項の規定に同意する念書を提出することを要します。</p>	ア. 航空機の事故の場合	30日	イ. 船舶の事故の場合	3ヵ月	ウ. ア、イ以外の危難の場合	1年
ア. 航空機の事故の場合	30日												
イ. 船舶の事故の場合	3ヵ月												
ウ. ア、イ以外の危難の場合	1年												
ア. 航空機の事故の場合	30日												
イ. 船舶の事故の場合	3ヵ月												
ウ. ア、イ以外の危難の場合	1年												

新条文	旧条文
<p>(重度障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第27条 【以下略】</p>	<p>(重度障害および後遺障害の取扱い)</p> <p>第31条 【以下略】</p>
<p>(障害等級の認定)</p> <p>第28条 規約第45条 (死亡共済金および重度障害共済金)、第50条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第55条 (災害後遺障害共済金)、第78条 (親死亡共済金および親重度障害共済金) および第82条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則 (昭和30年9月1日労働省令第22号) 第14条 (障害等級等) 第2項から第4項に準じておこないます。</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(障害等級の認定)</p> <p>第32条 規約第43条 (死亡共済金および重度障害共済金)、第48条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金)、第53条 (災害後遺障害共済金)、第76条 (親死亡共済金および親重度障害共済金) および第80条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) における重度障害および後遺障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則 (昭和30年9月1日労働省令第22号) 第14条 (障害等級等) 第2項から第4項に準じておこないます。</p> <p>2. <u>規約第53条 (災害後遺障害共済金) にもとづく災害後遺障害共済金の支払いにあたり、被共済者の身体の同一部位に加重された障害については、その障害の支払割合から既存の障害の支払割合を差し引いた支払割合で共済金を支払います。</u></p>
<p>(指定職業)</p> <p>第29条 規約第52条 (災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第10号、第62条 (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第4号、第67条 (災害入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第8号および第83条 (扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第10号に定める「指定職業」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類するもの</p> <p>(2) テストパイロット、テストドライバーその他これらに類するもの</p> <p>(3) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者</p>	<p>(指定職業)</p> <p>第33条 規約第50条 (災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第10号、第60条 (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第4号、第65条 (災害入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第8号および第81条 (扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第10号に定める「指定職業」とは、次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師その他これらに類するもの</p> <p>(2) テストパイロット、テストドライバーその他これらに類するもの</p> <p>(3) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者</p>

新条文	旧条文
<p>(4) 国際平和協力隊員その他これに類するもの(海外派遣中の全期間を従事中とみなします。)</p>	<p>(4) 国際平和協力隊員その他これに類するもの(海外派遣中の全期間を従事中とみなします。)</p>
<p>(精神障害の定義) 第30条 規約第52条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第7号における「精神障害」とは、【削除】「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠(厚生労働省大臣官房統計情報部編)」(以下「分類提要」といいます。)の分類(F00～F99)によります。</p>	<p>(精神障害の定義) 第34条 規約第50条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第7号における「精神障害」とは、<u>厚生労働省大臣官房統計情報部編</u>「疾病、傷害及び死因【挿入】統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠【挿入】」(以下「分類提要」といいます。)の分類(F00～F99)によります。</p>
<p>(泥酔の定義) 第31条 規約第52条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第8号および第83条(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第8号における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上(血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上)とします。</p>	<p>(泥酔の定義) 第35条 規約第50条(災害死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第8号および第81条(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合)第1項第8号における「泥酔」とは、アルコールの血中濃度0.35%以上(血液1ミリリットルにつき3.5ミリグラム以上または呼気1リットルにつき1.75ミリグラム以上)とします。</p>
<p>(入院および通院の定義) 第32条 規約第60条(疾病入院共済金)、第61条(疾病長期入院共済金)、第65条(災害入院共済金)および第66条(災害長期入院共済金)における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。【削除】</p> <p><u>2. 前項における「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、この会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に</u></p>	<p>(入院および通院の定義) 第36条 規約第58条(疾病入院共済金)、第59条(疾病長期入院共済金)、第63条(災害入院共済金)および第64条(災害長期入院共済金)における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。<u>入院中に病院または診療所以外の場所に宿泊した日については、この会が認めた場合に限り、入院日数に含めます。</u></p> <p>【挿入】</p>

新条文	旧条文
<p><u>照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。</u></p> <p><u>3. 規約第70条</u>（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診により、医師の治療を受けることをいいます。</p> <p><u>4. 第1項および前項</u>の規定にかかわらず、脱臼、骨折、打撲<u>または</u>捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 第1項については、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。</p> <p>(2) 前項については、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。</p> <p><u>5. 第3項</u>の規定にかかわらず、医師により医療上の必要性を認められ事前に指示された場合に限り、鍼師、灸師またはあん摩マッサージ指圧師（以下「鍼灸師等」といいます。）による施術を医師の治療に準ずるものとし、「医師」を「鍼灸師等」と読み替えます。</p> <p><u>6. 前5項</u>の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院または通院と認めません。ただし、<u>次の各号の条件をいずれも満たす場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(1) 傷病名が「性同一性障害（分類提要の分類 F64）」であること</u></p> <p><u>(2) 社団法人日本精神神経学会『性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン』に則り診断または治療がおこなわれていること</u></p>	<p><u>2. 規約第68条</u>（災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診により、医師の治療を受けることをいいます。</p> <p><u>3. 前2項</u>の規定にかかわらず、脱臼、骨折、打撲<u>および</u>捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 第1項については、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。</p> <p>(2) 前項については、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。</p> <p><u>4. 第2項</u>の規定にかかわらず、医師により医療上の必要性を認められ事前に指示された場合に限り、鍼師、灸師またはあん摩マッサージ指圧師（以下「鍼灸師等」といいます。）による施術を医師の治療に準ずるものとし、「医師」を「鍼灸師等」と読み替えます。</p> <p><u>5. 前4項</u>の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院または通院と認めません。ただし、<u>この会が特に認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>【挿入】</p>

新条文	旧条文
<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第33条 規約第60条 (疾病入院共済金) 第1項、第61条 (疾病長期入院共済金) 第1項、第65条 (災害入院共済金) 第1項および第66条 (災害長期入院共済金) 第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. 規約第70条 (災害通院共済金) 第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p>3. 前条第4項または第5項に該当する場合には、柔道整復師の施術所または鍼灸師等の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。</p> <p>4. 【削除】 第1項および第2項に定める病院または診療所と同等であると認められる場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。</p>	<p>(病院または診療所の定義)</p> <p>第37条 規約第58条 (疾病入院共済金) 第1項、第59条 (疾病長期入院共済金) 第1項、第63条 (災害入院共済金) 第1項および第64条 (災害長期入院共済金) 第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。</p> <p>2. 規約第68条 (災害通院共済金) 第1項における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または診療所です。</p> <p>3. 前条第3項または第4項に該当する場合には、柔道整復師の施術所または鍼灸師等の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。</p> <p>4. この会が 第1項および第2項に定める病院または診療所と同等であると認めた場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。</p>
<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第34条 規約第55条 (災害後遺障害共済金) 第2項、第60条 (疾病入院共済金) 第6項、第65条 (災害入院共済金) 第4項、第70条 (災害通院共済金) 第3項および第6項、ならびに規約別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>2. 第32条 (入院および通院の定義) 第4項における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。</p> <p>3. 第32条 (入院および通院の定義) 第5項における「鍼灸師等」とは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マツサージ指圧師、鍼師ま</p>	<p>(「医師」他の定義)</p> <p>第38条 規約第53条 (災害後遺障害共済金) 第2項、第58条 (疾病入院共済金) 第6項、第63条 (災害入院共済金) 第4項、第68条 (災害通院共済金) 第3項および第6項、ならびに規約別表第1「重度障害の定義」における「医師」とは、医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師とします。なお、日本の医師または歯科医師と同等であるとこの会が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p> <p>2. 第36条 (入院および通院の定義) 第3項における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。</p> <p>3. 第36条 (入院および通院の定義) 第4項における「鍼灸師等」とは、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に定めるあん摩マツサージ指圧師、鍼師ま</p>

新条文	旧条文
<p>たは灸師とします。</p>	<p>たは灸師とします。</p>
<p><u>(健康保険の範囲)</u> <u>第35条 第32条 (入院および通院の定義) 第6項および規約第74条 (手術共済金) 第6項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</u> <u>(1) 健康保険法 (大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号)</u> <u>(2) 国民健康保険法 (昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号)</u> <u>(3) 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年 5 月 1 日法律第 128 号)</u> <u>(4) 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年 9 月 8 日法律第 152 号)</u> <u>(5) 私立学校教職員共済法 (昭和 28 年 8 月 21 日法律第 245 号)</u> <u>(6) 船員組合法 (昭和 22 年 9 月 1 日法律第 100 号)</u> <u>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年8月17日法律第80号)</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(臓器等の定義)</u> <u>第36条 規約第60条 (疾病入院共済金) 第10項、第74条 (手術共済金) 第6項および第86条 (疾病先進医療共済金) 第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</u></p>	<p><u>(臓器等の定義)</u> <u>第39条 規約第58条 (疾病入院共済金) 第10項、第72条 (手術共済金) 第6項および第84条 (疾病先進医療共済金) 第5項における「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。</u></p>
<p><u>(薬物依存の定義)</u> <u>第37条 規約第62条 (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第3号および第67条 (災害入院特約の共済金を支払</u></p>	<p><u>(薬物依存の定義)</u> <u>第40条 規約第60条 (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第3号および第65条 (災害入院特約の共済金を支払</u></p>

新条文	旧条文
<p>わなない場合) 第1項第4号における「薬物依存」とは、分類提要の分類 (F11～F19) によります。ただし、次の各号の場合を除きます。</p> <p>(1) 医療行為によってその状態に至った場合</p> <p>(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合</p>	<p>わなない場合) 第1項第4号における「薬物依存」とは、分類提要の分類 (F11～F19) によります。ただし、次の各号の場合を除きます。</p> <p>(1) 医療行為によってその状態に至った場合</p> <p>(2) その状態に至った原因が、共済契約者、共済金受取人および被共済者のいずれの責めに帰すべき事由にもあたらない場合</p>
<p>(他覚症状の定義)</p> <p><u>第38条</u> 規約<u>第57条</u> (災害後遺障害特約の共済金を支払わない場合) 第1項、<u>第62条</u> (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第5号および<u>第67条</u> (災害入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第9号における「他覚症状」とは、<u>神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚 (疼痛等) は含みません。</u></p>	<p>(他覚症状の定義)</p> <p><u>第41条</u> 規約<u>第55条</u> (災害後遺障害特約の共済金を支払わない場合) 第1項、<u>第60条</u> (疾病入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第5号および<u>第65条</u> (災害入院特約の共済金を支払わない場合) 第1項第9号における「他覚症状」とは、<u>患者自身の自覚 (疼痛等) にかかわらず、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、この会が認めたもの</u>とします。</p>
<p>(扶養者の定義)</p> <p><u>第39条</u> 規約<u>第78条</u> (親死亡共済金および親重度障害共済金) および<u>第82条</u> (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) における「被共済者の扶養者」とは、被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者をいいます。なお、扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故発生時における被共済者の扶養者を指します。</p>	<p>(扶養者の定義)</p> <p><u>第42条</u> 規約<u>第76条</u> (親死亡共済金および親重度障害共済金) および<u>第80条</u> (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) における「被共済者の扶養者」とは、被共済者が属する世帯において、主として生計を維持している者をいいます。なお、扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金の支払いにおいては、不慮の事故発生時における被共済者の扶養者を指します。</p>
<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p><u>第40条</u> 規約<u>第45条</u> (死亡共済金および重度障害共済金) 第2項第2号、<u>第60条</u> (疾病入院共済金) 第2項、<u>第61条</u> (疾病</p>	<p>(すでに罹患していた疾病の定義)</p> <p><u>第43条</u> 規約<u>第43条</u> (死亡共済金および重度障害共済金) 第2項第2号、<u>第58条</u> (疾病入院共済金) 第2項、<u>第59条</u> (疾病</p>

新条文	旧条文
<p>長期入院共済金) 第2項、<u>第74条</u> (手術共済金) 第2項、<u>第79条</u> (親死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第4号、<u>第86条</u> (疾病先進医療共済金) 第2項および<u>第88条</u> (先進医療一時金) 第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約<u>第79条</u> (親死亡特約の共済金を支払わない場合) においては、「被共済者」を「当該親または扶養者」とそれぞれ読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>	<p>長期入院共済金) 第2項、<u>第72条</u> (手術共済金) 第2項、<u>第77条</u> (親死亡特約の共済金を支払わない場合) 第1項第4号、<u>第84条</u> (疾病先進医療共済金) 第2項および<u>第86条</u> (先進医療一時金) 第3項における「すでに罹患していた」とは、次の各号のいずれかの状態をいいます。ただし、規約<u>第77条</u> (親死亡特約の共済金を支払わない場合) においては、「被共済者」を「当該親または扶養者」とそれぞれ読み替えます。</p> <p>(1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合</p> <p>(2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合</p>
<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p> <p><u>第41条</u> 【以下略】</p>	<p>(急激かつ偶然な外因による事故の定義)</p> <p><u>第44条</u> 【以下略】</p>
<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p><u>第42条</u> 2019年9月1日以降に発生した不慮の事故における規約<u>第70条</u> (災害通院共済金) 第7項に定める「<u>傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき</u>」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約<u>第70条</u> (災害通院共済金) 第1項における通院日数に含めます。</p> <p>2. 前項に定める固定具には、内固定、サポーター、テーピング、<u>【削除】</u> 包帯、絆創膏等は含みません。</p>	<p>(2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合)</p> <p><u>第45条</u> 2019年9月1日以降に発生した不慮の事故における規約<u>第68条</u> (災害通院共済金) 第7項に定める「<u>傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があるとこの会が認めたとき</u>」とは、医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。この場合、同一の不慮の事故につき1回に限り、10日間の通院があったものとみなし、規約<u>第68条</u> (災害通院共済金) 第1項における通院日数に含めます。</p> <p>2. 前項に定める固定具とは、<u>ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。なお、内固定、サポーター、テーピング、三角巾、包</u></p>

新条文	旧条文
<p>3. 規約第70条（災害通院共済金）第4項および第5項の規定にかかわらず、第1項により通院があったものとみなす場合においては、第1項の〔削除〕通院日数に含めます。</p>	<p>帯、絆創膏等は含みません。</p> <p>3. 規約第68条（災害通院共済金）第4項および第5項の規定にかかわらず、第1項により通院があったものとみなす場合においては、第1項の各通院日数に含めます。</p>
<p>（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）</p> <p>第43条 2019年8月31日以前に発生した不慮の事故における規約第70条（災害通院共済金）第7項に定める「<u>傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるとき</u>」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する場合はいいます。この場合、その期間の日数に0.5を乗じた日数を、規約第70条（災害通院共済金）第1項における通院日数に含めます。</u></p> <p><u>（1）医師の指示にもとづき、骨折、脱臼、筋・腱・靭帯断裂（損傷を含む）の治療を目的として、固定具を常時装着している場合</u></p> <p><u>（2）医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具を常時装着している場合</u></p> <p>〔削除〕</p> <p><u>2. 前項に定める固定具には、内固定、サポーター、テーピング、包帯、絆創膏等は含みません。</u></p> <p><u>3. 前2項の規定にかかわらず、固定具を次の各号のいずれかの部位にのみ装着している場合は第1項の通院日数に</u></p>	<p>（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）</p> <p>第46条 2019年8月31日以前に発生した不慮の事故における規約第68条（災害通院共済金）第7項に定める「<u>傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があるとこの会が認めたとき</u>」とは、<u>医師の指示にもとづき、傷害の治療を目的として、固定具を装着していることをいいます。ただし、固定具を次の各号のいずれかの部位にのみ装着している場合を除きます。</u></p> <p><u>（1）手指のうちの第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指</u></p> <p><u>（2）足指</u></p> <p><u>（3）鼻</u></p> <p><u>2. 規約第68条（災害通院共済金）第7項の規定により、「傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害がある」とこの会が認めた場合には、その期間の日数に0.5を乗じた日数を、規約第68条（災害通院共済金）における通院日数に含めます。</u></p> <p>〔挿入〕</p> <p>〔挿入〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>含みません。</u> <u>(1) 手指のうちの第Ⅲ指、第Ⅳ指または第Ⅴ指</u> <u>(2) 足指</u> <u>(3) 鼻</u></p>	
<p>(同一の原因による入院の取扱い) 第44条 規約第60条 (疾病入院共済金) 第5項、第61条 (疾病長期入院共済金) 第3項、第65条 (災害入院共済金) 第3項および第66条 (災害長期入院共済金) 第2項における「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。</p>	<p>(同一の原因による入院の取扱い) 第47条 規約第58条 (疾病入院共済金) 第5項、第59条 (疾病長期入院共済金) 第3項、第63条 (災害入院共済金) 第3項および第64条 (災害長期入院共済金) 第2項における「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。</p>
<p>(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い) 第45条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第60条 (疾病入院共済金)、第61条 (疾病長期入院共済金)、第74条 (手術共済金)、第86条 (疾病先進医療共済金) および第88条 (先進医療一時金) の規定を適用します。</p>	<p>(申込日以前の不慮の事故を原因とする入院、手術または先進医療の取扱い) 第48条 この会は、被共済者が、申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始した場合または手術もしくは先進医療による療養を受けた場合、疾病を原因とする入院、手術または先進医療による療養とみなして規約第58条 (疾病入院共済金)、第59条 (疾病長期入院共済金)、第72条 (手術共済金)、第84条 (疾病先進医療共済金) および第86条 (先進医療一時金) の規定を適用します。</p>
<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、親死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用) 第46条 規約第45条 (死亡共済金および重度障害共済金) 第1項、第50条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金) 第1項、第55条 (災害後遺障害共済金) 第1項、第74条 (手術</p>	<p>(基本契約共済金額、災害死亡特約共済金額、災害後遺障害特約共済金額、手術特約共済金額、親死亡特約共済金額、扶養者災害死亡特約共済金額の適用) 第49条 規約第43条 (死亡共済金および重度障害共済金) 第1項、第48条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金) 第1項、第53条 (災害後遺障害共済金) 第1項、第72条 (手術</p>

新条文	旧条文
<p>共済金) 第1項、第78条 (親死亡共済金および親重度障害共済金) 第1項および第82条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第1項における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約の共済金額とします。 〔削除〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後〔削除〕にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第50条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金) 第1項、第55条 (災害後遺障害共済金) 第1項、第74条 (手術共済金) 第1項第2号および第82条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第1項における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第74条 (手術共済金) 第6項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>共済金) 第1項、第76条 (親死亡共済金および親重度障害共済金) 第1項および第80条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第1項における各共済金額は、共済事故が発生したときの契約の共済金額とします。 <u>ただし、第53条 (入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例) 第3項に定める手術については、満了日の契約の手術特約共済金額と満了日の翌日以降に発効する契約の手術特約共済金額のいずれか大きい共済金額とします。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後<u>かつ当該契約申込日から2年以内</u>にその不慮の事故を直接の原因とする共済事故が発生した場合には、規約第48条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金) 第1項、第53条 (災害後遺障害共済金) 第1項、第72条 (手術共済金) 第1項第2号および第80条 (扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第1項における各特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第72条 (手術共済金) 第6項第2号の定めにより疾病の治療を直接の目的とする手術とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用) 第47条 規約第60条 (疾病入院共済金) 第1項および第65条 (災害入院共済金) 第1項における各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第60条 (疾病入院共済金) 第1項および第65条 (災害入院共済金) 第1項に定める入院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合に</p>	<p>(疾病入院特約共済金額および災害入院特約共済金額の適用) 第50条 規約第58条 (疾病入院共済金) 第1項および第63条 (災害入院共済金) 第1項における各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第58条 (疾病入院共済金) 第1項および第63条 (災害入院共済金) 第1項に定める入院の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合に</p>

新条文	旧条文
<p>は、その発効日以後の入院期間については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。〔削除〕</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後〔削除〕にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第65条（災害入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第60条（疾病入院共済金）第10項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>4. 規約第61条（疾病長期入院共済金）第1項および第66条（災害長期入院共済金）第1項における各特約共済金額は、「継続して270日となった」ときの契約の共済金額とします。</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、規約第61条（疾病長期入院共済金）第1項および第66条（災害長期入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額を増額する契約が発効した場合には、各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後〔削除〕にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第66条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故発生時の</p>	<p>は、その発効日以後の入院期間については、各特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。<u>ただし、第53条（入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例）第1項の規定に該当するときは、前項の規定を適用します。</u></p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後<u>かつ当該契約申込日から2年以内</u>にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第63条（災害入院共済金）第1項における災害入院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第58条（疾病入院共済金）第10項第2号の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p> <p>4. 規約第59条（疾病長期入院共済金）第1項および第64条（災害長期入院共済金）第1項における各特約共済金額は、「継続して270日となった」ときの契約の共済金額とします。</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、規約第59条（疾病長期入院共済金）第1項および第64条（災害長期入院共済金）第1項に定める入院の期間中に共済金額を増額する契約が発効した場合には、各特約共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>6. 第4項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後<u>かつ当該契約申込日から2年以内</u>にその不慮の事故を直接の原因とする入院を開始した場合には、規約第64条（災害長期入院共済金）第1項における災害入院特約共済</p>

新条文	旧条文
<p>契約の共済金額とします。なお、規約第61条（疾病長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>	<p>金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。なお、規約第59条（疾病長期入院共済金）第5項の定めにより疾病の治療を目的とした入院とみなす場合も同様の取扱いとします。</p>
<p>（災害通院特約共済金額の適用）</p> <p>第48条 規約第70条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第42条（2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）または第43条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第70条（災害通院共済金）第1項に定める通院の期間中、または第43条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。【削除】</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする通院を開始、または固定具の装着を開始した場合には、規約第70条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。</p>	<p>（災害通院特約共済金額の適用）</p> <p>第51条 規約第68条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、通院開始時の契約の共済金額とします。ただし、第45条（2019年9月1日以降に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）または第46条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）の規定により各共済金を支払う場合は、固定具装着開始時の契約の共済金額とします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、規約第68条（災害通院共済金）第1項に定める通院の期間中、または第46条（2019年8月31日以前に発生した不慮の事故において非通院日を通院日と認める場合）に定める固定具装着の期間中に共済金額を減額する契約が発効した場合には、その発効日以後の通院期間もしくは固定具装着期間については、災害通院特約共済金額は、減額となった契約の共済金額とします。<u>ただし、第53条（入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例）第2項の規定に該当するときは、前項の規定を適用します。</u></p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に共済金額を増額する契約の申込みがなされ、当該契約発効後にその不慮の事故を直接の原因とする通院を開始、または固定具の装着を開始した場合には、規約第68条（災害通院共済金）第1項における災害通院特約共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。</p>

新条文	旧条文
<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第49条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害とみなして規約第45条(死亡共済金および重度障害共済金)の規定を適用します。</p> <p>2. 災害死亡特約または災害後遺障害特約を付帯する契約において、被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度障害または後遺障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害または後遺障害とみなして規約第50条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)および第55条(災害後遺障害共済金)の規定を適用します。</p>	<p>(身体障害の固定前に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第52条 被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害とみなして規約第43条(死亡共済金および重度障害共済金)の規定を適用します。</p> <p>2. 災害死亡特約または災害後遺障害特約を付帯する契約において、被共済者の身体障害の状態が固定する前に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の共済期間中の不慮の事故を直接の原因とする重度障害または後遺障害で、事故日から2年以内に症状が固定した場合についてのみ、満了日以前の共済期間中の重度障害または後遺障害とみなして規約第48条(災害死亡共済金および災害重度障害共済金)および第53条(災害後遺障害共済金)の規定を適用します。</p>
<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第50条 疾病入院特約または災害入院特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院についてのみ、満了日以前の共済期間中の入院とみなして規約第60条(疾病入院共済金)、</p>	<p>(入院中および災害通院の期間中に共済期間が満了した場合の特例)</p> <p>第53条 疾病入院特約または災害入院特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院についてのみ、満了日以前の共済期間中の入院とみなして規約第58条(疾病入院共済金)、</p>

新条文	旧条文
<p>第61条 (疾病長期入院共済金)、第65条 (災害入院共済金) および第66条 (災害長期入院共済金) の規定を適用します。</p> <p>2. 災害通院特約を付帯する契約において、被共済者の災害通院の期間中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の災害通院と同一の不慮の事故による満了日の翌日以後の災害通院について、満了日以前の共済期間中の災害通院とみなして規約第70条 (災害通院共済金) の規定を適用します。</p> <p>3. 手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第74条 (手術共済金) の規定を適用します。ただし、規約第60条 (疾病入院共済金) または第65条 (災害入院共済金) に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限ります。</p> <p>4. 先進医療特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた療養であっても満了日以前の共済期間</p>	<p>第59条 (疾病長期入院共済金)、第63条 (災害入院共済金) および第64条 (災害長期入院共済金) の規定を適用します。</p> <p>2. 災害通院特約を付帯する契約において、被共済者の災害通院の期間中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前の災害通院と同一の不慮の事故による満了日の翌日以後の災害通院について、満了日以前の共済期間中の災害通院とみなして規約第68条 (災害通院共済金) の規定を適用します。</p> <p>3. 手術特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた手術について、その入院の原因となった傷病の治療を直接の目的とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた手術であっても満了日以前の共済期間中の手術とみなして、規約第72条 (手術共済金) の規定を適用します。ただし、規約第58条 (疾病入院共済金) または第63条 (災害入院共済金) に定める各入院共済金が支払われる期間中の手術に限ります。</p> <p>4. 先進医療特約を付帯する契約において、被共済者の入院中に共済期間が満了し、被共済者の年齢により、別表第1「共済契約の型」に規定する同一の共済契約の型に共済契約を更新できなかったときは、満了日以前から継続する入院中に受けた先進医療による療養について、その入院の原因となった傷病を直接の原因とする場合に限り、満了日の翌日以後に受けた療養であっても満了日以前の共済期間</p>

新条文	旧条文
<p>中の療養とみなして、規約第86条（疾病先進医療共済金）、第87条（災害先進医療共済金）および第88条（先進医療一時金）の規定を適用します。ただし、規約第60条（疾病入院共済金）または第65条（災害入院共済金）に定める各入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。</p>	<p>中の療養とみなして、規約第84条（疾病先進医療共済金）、第85条（災害先進医療共済金）および第86条（先進医療一時金）の規定を適用します。ただし、規約第58条（疾病入院共済金）または第63条（災害入院共済金）に定める各入院共済金が支払われる期間中の療養に限ります。</p>
<p>（入院中に共済契約が消滅した場合の特例） 第51条 疾病入院特約または災害入院特約を付帯する契約において、被共済者が入院中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして、規約第60条（疾病入院共済金）、第61条（疾病長期入院共済金）、第65条（災害入院共済金）および第66条（災害長期入院共済金）の規定を適用します。</p>	<p>（入院中に共済契約が消滅した場合の特例） 第54条 疾病入院特約または災害入院特約を付帯する契約において、被共済者が入院中に重度障害となり、共済契約が消滅したときは、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして、規約第58条（疾病入院共済金）、第59条（疾病長期入院共済金）、第63条（災害入院共済金）および第64条（災害長期入院共済金）の規定を適用します。</p>
<p>（外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い） 第52条 【以下略】</p>	<p>（外貌障害にかかわる災害後遺障害共済金の取扱い） 第55条 【以下略】</p>
<p>〔削除〕</p>	<p>（契約者割戻金の割当方法および支払方法） 第56条 規約第89条（契約者割戻金）に定める割戻金の割り当ておよび支払いは、別に定める「割戻金割当規則」および「割戻金支払規則」によりおこないます。</p>
<p>（契約者割戻金の割り当て） 第53条 規約第91条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第36条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（契約者割戻金の支払方法） 第54条 規約第91条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支</p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</u></p> <p><u>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</u></p> <p><u>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</u></p> <p><u>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</u></p> <p><u>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</u></p> <p><u>(5) 第57条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</u></p> <p><u>2. 規約第91条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金は、この会より直接、またはこの会の会員を經由して、共済契約者に支払います。</u></p>	
<p><u>【インターネット扱い】</u> <u>（電磁的方法による共済契約の申込み）</u></p> <p><u>第55条 共済契約申込者は、規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」に代え、この会の定める電磁的方法により共済契約の申込み手続きをおこなうことができます。</u></p> <p><u>2. 前項の場合、共済契約申込者は規約第22条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、払い込みできなかった共済掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第3項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。</u></p> <p><u>3. 第1項に規定する共済契約の申込み手続きは、次の各号</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約申込者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面（以下「契約情報画面等」といいます。）に規約第13条（共済契約の申込み）に定める事項を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの会が提示した告知事項に対し、事実を正確に入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(3) この会は前2号で入力された事項の受信をもって、共済契約申込書が提出されたものとみなし、この日を共済契約申込書提出の日とみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法または書面で共済契約申込者に通知します。</u></p> <p><u>4. 本条による申込み手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の申込みに対応している場合に限りおこなうことができます。</u></p>	
<p><u>(電磁的方法による共済契約の手続き)</u></p> <p><u>第56条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会所定の書類またはこの会が定める書式の提出に代えて、次項、第3項、第4項または第5項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</u></p> <p><u>(1) 規約第10条（共済金受取人）第4項に定める死亡共済金受取人の指定または変更</u></p> <p><u>(2) 規約第11条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人の指定または変更</u></p> <p><u>(3) 規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定め</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>る住所の変更</u></p> <p><u>(4) 規約第 40 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める共済契約者等の氏名の変更</u></p> <p><u>2. 前項第 1 号に規定する死亡共済金受取人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい死亡共済金受取人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>3. 第 1 項第 2 号に規定する指定代理請求人の指定または変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に指定または変更したい指定代理請求人の氏名および続柄等を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>4. 第 1 項第 3 号に規定する住所変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>提示した契約情報画面等に変更後の住所を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>5. 第1項第4号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</u></p> <p><u>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</u></p> <p><u>6. 本条による手続きは、この会の会員が電磁的方法による共済契約の手続きに対応している場合に限ります。</u></p>	
<p><u>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</u></p> <p><u>第57条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで「この会の会員の扱う電子マネーへの振替」または「この会の会員の扱うポイントへの振替」(以下、総じて「電子マネー等への振替」といいます。)とすることができます。</u></p> <p><u>2. 前項に定める電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への振替による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限ります。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>(重複の回避)</u> <u>第58条 第55条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第13条（共済契約の申込み）第1項に定める「共済契約申込書」および第2項に定める「この会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第55条を適用します。</u> <u>2. 第56条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第10条（共済金受取人）第5項および第11条（共済金受取人の代理人）第3項に定める「この会の定める所定の書面」ならびに規約第40条（共済契約者の通知義務）第1項に定める「所定の書面またはこの会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第56条を適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔削除〕</p>	<p><u>(運用規程)</u> <u>第57条 この細則に規定するもののほか、共済契約について必要な事項は、運用規程で定めます。</u></p>
<p>(共同引受制度での適用日の取扱い) <u>第59条 〔以下略〕</u></p>	<p>(共同引受制度での適用日の取扱い) <u>第58条 〔以下略〕</u></p>
<p>(改 廃) <u>第60条 〔以下略〕</u></p>	<p>(改 廃) <u>第59条 〔以下略〕</u></p>
<p><u>付則</u> <u>(2019年（令和元年）5月30日細則一部改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1. この細則は2019年9月1日より施行します。</u> <u>2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文							旧条文								
別表第1 共済契約の型 <u>こども共済における共済契約の型は以下の通りです。</u> <u>なお、規約第3条（特約等の付帯と共済契約の型）第4項に定める共同引受制度において、以下の口数および共済金額は、この会の実施する共済制度とこの会の会員が実施する共済制度を組み合わせた後の口数および共済金額となります。</u>							別表第1 共済契約の型 <u>【挿入】</u>								
契約の種類		J 1000-1 型		J 1000-2 型		J 1600 型		契約の種類	単位純掛金	J 1000-1 型		J 1000-2 型		J 1600 型	
共済掛金額		1,000 円		1,100 円		1,600 円				口数	掛金額	口数	掛金額	口数	掛金額
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	共済金額	口数	掛金額	口数	掛金額	口数	掛金額	
基本契約	10	100 万円	10	100 万円	50	500 万円	10	17.0	10	17.0	50	85.0			
災害死亡特約	5	50 万円	5	50 万円	5	50 万円	5	3.0	5	3.0	5	3.0			
災害後遺障害特約	35	14～350 万円	35	14～350 万円	50	20～500 万円	35	14.0	35	14.0	50	20.0			
疾病入院特約【区分1】	60	6,000 円	60	6,000 円	70	7,000 円	60	156.0	60	156.0	70	182.0			
災害入院特約	60	6,000 円	60	6,000 円	70	7,000 円	60	156.0	60	156.0	70	182.0			
災害通院特約	20	2,000 円	20	2,000 円	25	2,500 円	20	156.0	20	156.0	25	182.0			

新条文							旧条文							
手術特約	<u>5</u>	<u>5・ 10・20</u> 万円	<u>5</u>	<u>5・ 10・20</u> 万円	<u>7</u>	<u>7・ 14・28</u> 万円	<u>分1</u>							
親死亡特約	<u>4</u>	<u>4万</u> 円	<u>4</u>	<u>4万</u> 円	<u>20</u>	<u>20万</u> 円	災害入院特約	<u>0.5</u>	<u>60</u>	<u>30.0</u>	<u>60</u>	<u>30.0</u>	<u>70</u>	<u>35.0</u>
扶養者災害死亡特約	<u>20</u>	<u>100</u> 万円	<u>20</u>	<u>100</u> 万円	<u>100</u>	<u>500万</u> 円	災害通院特約	<u>14.4</u>	<u>20</u>	<u>288.0</u>	<u>20</u>	<u>288.0</u>	<u>25</u>	<u>360.0</u>
先進医療特約	<u>0</u>	<u>＝</u>	<u>10</u>	<u>最高</u> <u>1,000</u> 万円	<u>0</u>	<u>＝</u>	手術特約	<u>16.1</u>	<u>5</u>	<u>80.5</u>	<u>5</u>	<u>80.5</u>	<u>7</u>	<u>112.7</u>
							親死亡特約	<u>1.4</u>	<u>4</u>	<u>5.6</u>	<u>4</u>	<u>5.6</u>	<u>20</u>	<u>28.0</u>
							扶養者災害死亡特約	<u>0.4</u>	<u>20</u>	<u>8.0</u>	<u>20</u>	<u>8.0</u>	<u>100</u>	<u>40.0</u>
							先進医療特約	<u>6.1</u>			<u>10</u>	<u>61.0</u>		
							付加掛金	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>397.9</u>	<u>＝</u>	<u>436.9</u>	<u>＝</u>	<u>734.3</u>
							合計	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>1,000.0</u>	<u>＝</u>	<u>1,100.0</u>	<u>＝</u>	<u>1,600.0</u>

新条文					旧条文					
契約の種類	J 2000- 1 型		J 2000- 2 型		契約の種類 区分	単位 純掛金	J 2000- 1 型		J 2000- 2 型	
	口数	共済金額	口数	共済金額			口数	掛金額	口数	掛金額
共済掛金額	2,000 円		2,100 円		基本契約	1.7	50	85.0	50	85.0
保障内容	口数	共済金額	口数	共済金額	災害死亡特約	0.6	30	18.0	30	18.0
基本契約	50	500 万円	50	500 万円	災害後遺障害特約	0.4	70	28.0	70	28.0
災害死亡特約	30	300 万円	30	300 万円	疾病入院特約	2.6	100	260.0	100	260.0
災害後遺障害特約	70	28~700 万円	70	28~700 万円	【区分1】 災害入院特約	0.5	100	50.0	100	50.0
疾病入院特約	100	1 万円	100	1 万円	災害通院特約	14.4	30	432.0	30	432.0
【区分1】 災害入院特約	100	1 万円	100	1 万円	手術特約	16.1	10	161.0	10	161.0
災害通院特約	30	3,000 円	30	3,000 円	親死亡特約	1.4	20	28.0	20	28.0
手術特約	10	10・20・40 万円	10	10・20・40 万円	扶養者災害死亡特約	0.4	140	56.0	140	56.0
親死亡特約	20	20 万円	20	20 万円	先進医療特約	6.1			10	61.0
扶養者災害死亡特約	140	700 万円	140	700 万円	付加掛金	二	二	882.0	二	921.0
					合計	二	二	2,000.0	二	2,100.0

新条文					旧条文			
先進医療特約	0	=	10	最高1,000万円				
契約の種類	J1900型				契約の種類 区分	単位 純掛金	J1900型	
共済掛金額	1,900円						口数	掛金額
保障内容	口数	共済金額			基本契約	1.7	10	17.0
基本契約	10	100万円			災害死亡特約	0.6	5	3.0
災害死亡特約	5	50万円			災害後遺障害特約	0.4	35	14.0
災害後遺障害特約	35	14~350万円			疾病入院特約 【区分2】	24.3	50	1,215.0
疾病入院特約【区分2】	50	5,000円			災害入院特約	0.5	50	25.0
災害入院特約	50	5,000円			災害通院特約	14.4	20	288.0
災害通院特約	20	2,000円			手術特約	16.1	4	64.4
手術特約	4	4・8・16万円			親死亡特約	1.4	4	5.6
親死亡特約	4	4万円			扶養者災害死亡特約	0.4	20	8.0
扶養者災害死亡特約	20	100万円			付加掛金	=	=	260.0
先進医療特約	0	=			合計	=	=	1,900.0
別表第2	共済金請求時の提出書類				別表第2	共済金請求時の提出書類		
1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。 ● 削除 提出いただく書類					1. 共済金受取人が、各共済金の請求にあたって提出する書類は、この会所定の共済金請求書と次のとおりです。 ● 必ず 提出いただく書類			

新条文														旧条文																																				
【削除】														○ 場合によって提出いただく書類																																				
提出書類	共済金の種類	死亡共済金	重度障害共済金	災害死亡共済金	災害重度障害共済金	災害後遺障害共済金	疾病入院共済金	疾病長期入院共済金	災害入院共済金	災害長期入院共済金	災害通院共済金	手術共済金	親死亡共済金	親重度障害共済金	扶養者災害死亡共済金	扶養者災害重度障害共済金	先進医療にかかわる共済金	提出書類	共済金の種類	死亡共済金	重度障害共済金	災害死亡共済金	災害重度障害共済金	災害後遺障害共済金	疾病入院共済金	疾病長期入院共済金	災害入院共済金	災害長期入院共済金	災害通院共済金	手術共済金	親死亡共済金	親重度障害共済金	扶養者災害死亡共済金	扶養者災害重度障害共済金	先進医療にかかわる共済金															
死亡診断書(死体検案書)		●		●									●		●			死亡診断書(死体検案書)		●		●													死亡診断書(死体検案書)		●		○		●									
被共済者の戸籍謄本		●		●														被共済者の戸籍謄本		●		●														被共済者の戸籍謄本		●		●										
受取人の戸籍謄本		●		●														受取人の戸籍謄本		○		○														受取人の戸籍謄本		○		○										
受取人の印鑑登録証明書		●	●	●	●	●									●	●		受取人の印鑑登録証明書		○	○	○	○	○											受取人の印鑑登録証明書		○	○	○	○	○									
障害診断書			●		●	●									●	●		障害診断書			●		●	●											障害診断書				●		●									
診断書(治療証明書)							●	●	●	●	●	●	●					診断書(治療証明書)							○	○	○	○	○	○	●					診断書(治療証明書)											●			
入院についての申告書							●	●										入院についての申告書							○	○										入院についての申告書														

新条文														旧条文													
事故〔削除〕申告書																											
事故状況についての申告書																											
不慮の事故であることを証する書類																											
死亡を確認できる公的証明書																											
親であることの公的証明書																											
扶養者であることの公的証明書																											
委任状																											
委任者の印鑑登録証明書																											

新条文	旧条文
<p>* 上記書類のうち、「死亡診断書(死体検案書)」「障害診断書」「診断書(治療証明書)」については、この会所定の様式によるもので、診断書(検案書)または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p>〔削除〕</p> <p><u>2.</u> 規約第11条(共済金受取人の代理人)第1項に定める指定代理請求人、および同第6項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、上記書類に加えて次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第5条(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)第4項に定める事情があることを示す書類(診断書等)</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書</p> <p>(3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類(住民票等)</p> <p>(4) 指定代理請求人に、規約第11条(共済金受取人の代理人)第6項第1号に定める事情があることを示す書類(住民票、診断書等)</p> <p>(5) 代理請求人の印鑑登録証明書</p> <p>(6) この会の所定の念書</p> <p>〔削除〕</p>	<p>* 上記書類のうち、「死亡診断書(死体検案書)」「障害診断書」「診断書(治療証明書)」については、この会所定の様式によるもので、診断書(検案書)または証明書の原本を提出しなければなりません。</p> <p><u>2.</u> <u>前項に定めるうち、疾病入院共済金、疾病長期入院共済金、災害入院共済金、災害長期入院共済金、災害通院共済金、手術共済金または先進医療にかかわる共済金を同時に請求する場合には、診断書(治療証明書)は1通で兼用できます。</u></p> <p><u>3.</u> 規約第11条(共済金受取人の代理人)第1項に定める指定代理請求人、および同第6項に定める代理請求人のいずれかが共済金を請求する場合は、上記書類に加えて次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第3号の書類の提出で足りるものとします。</p> <p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、第5条(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)第2項に定める事情があることを示す書類(診断書等)</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人に、成年後見人等が登記されていないことの証明書</p> <p>(3) 共済契約者または共済金受取人と、指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類(住民票等)</p> <p>(4) 指定代理請求人に、規約第11条(共済金受取人の代理人)第6項第1号に定める事情があることを示す書類(住民票、診断書等)</p> <p>(5) 代理請求人の印鑑登録証明書</p> <p>(6) この会の所定の念書</p> <p><u>4.</u> <u>第34条(入院および通院の定義)第3項に該当する場合には、次の各号のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) 災害入院共済金および災害長期入院共済金を請求する場合</u></p>

新条文	旧条文
<p>〔削除〕</p> <p><u>3.</u> この会は、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。</p>	<p><u>には、柔道整復師の施術証明書および施術に関する医師の同意書をもって、診断書（治療証明書）に代えることができます。</u></p> <p><u>（2）災害通院共済金を請求する場合には、柔道整復師の施術証明書をもって、診断書（治療証明書）に代えることができます。</u></p> <p><u>5. 第34条（入院および通院の定義）第4項に該当し、災害通院共済金を請求する場合には、鍼灸師等の施術証明書および施術に関する医師の指示書をもって、診断書（治療証明書）に代えることができます。</u></p> <p><u>6.</u> この会は、<u>前5項</u>の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。</p>